

損害賠償請求事件

東京地方裁判所:平成 22 年(ワ)12854 号 判決日:平成 22 年 5 月 28 日

判決:請求認容(一部) 著作権法 32 条 1 項、20 条 4 条、(21 条、23 条 1 項、19 条 1 項 etc.)

キーワード:引用、同一性保持権、(+氏名表示権、複製権、公衆送信権 etc.)

[概要(経緯)]

- ・H16.4.21～H20.3.28:被告クリニックにおいて被告は原告に対し抗がん剤治療等を実施。
- ・H18. 1～H20.4 :原告は「がん闘病マニュアル」の執筆&月刊誌上で連載。(全 20 回)
- ・H17.3～ :被告クリニック HP に、第 4～10、18 回連載分を転載。「本件転載」、cf.別表)
- ・H20.9.16 :原告から被告に本件転載の中止要求。
- ・H20.9 末 :被告 HP から本件転載記事を削除。
- ・H21.9.22 :原告が上記連載をもとにした書籍を出版。「本件書籍」、初版 7000 部)

[争点]

- (1)本件転載について原告の許諾があったか
- (2)本件転載は「引用」(著作権法 32 条 1 項)に当たるか
- (3)本件転載による原告の著作者人格権侵害の成否
- (4)本件転載による原告のプライバシー及び名誉権侵害の成否
- (5)原告の損害

[裁判所の判断]

(2)本件転載は「引用」(著作権法 32 条 1 項)に当たるか

ア. パロディ・モンタージュ写真事件(最判 S55.3.28)での判旨を引用したうえで、『被告は、本件転載について、著作権法 32 条 1 項の「引用」として適法なものである旨主張するが、そして、同項の立法趣旨は、新しい著作物を創作する上で、既存の著作物の表現を引用して利用しなければならないことがあることから、所定の要件を具備する引用行為に著作権の効力が及ばないものとすることにあると解されるから、利用する側に著作物性、創作性が認められない場合は「引用」に該当せず、同項の適用はないというべきである。

これを本件についてみると、本件転載に係る記事は、別紙 2 の 1～8 のとおり、いずれも冒頭の題号の下に、1 文ないし 2 文から成る被告の導入文(…)が記載され、それに続けて「当クリニックの患者さん(ニックネーム:子パンダさん)の手記が“ちょっと役立つ!子パンダ.COM”として、『がん治療最前線』に掲載中です。今回は〇〇年〇月号分をお届けします。」として、以下、数頁にわたって本件記事を掲載するという体裁になっているが、本件記事を除く部分は、いずれも短文の上、内容もおしなべて平凡なものであり、これらについて、被告の思想又は感情を創作的に表現したものとして、著作物性、創作性を認めることは困難である。仮に、これらの部分に著作物性、創作性が肯定される余地があるとしても、その分量、内容からして、引用して利用する側の著作物と引用されて利用される側の著作物との間に、前者が主、後者が従の関係があるものと認めることはできない。』

⇒「引用」(§ 32 I) 該当性を否定。∴複製権(§ 21)・公衆送信権(§ 23 II) 侵害を認定。

(3)本件転載による原告の著作者人格権侵害の成否

ア. 氏名表示権(§ 19 I) 侵害を認定。

イ. 『本件記事において、リード文は本文の導入としての役割を担っており、両者が一体となって、原告の思想又は感情を創作的に表現した一つの著作物となっているものと認められる(甲…)。しかるところ、被告は、本件転載の際、これを分断し、リード文を切除して、本文のみを被告ホームページ

に掲載したものであるが(甲…), このような切除は, 原告の意に反するものである。

この点, 被告は, 上記切除について, 著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変である(著作権法20条2項4号)などと主張するが, リード文を切除することがやむを得なかった事情について, 何ら具体的に主張するところがない。…また, 被告は, …, 本件記事のうちリード文の部分を切除し, その一部(本文)のみを転載したものであることが分かるような態様で本件転載を行ったものではない』

⇒ § 20IV 該当性否定。同一性保持権 (§ 20 I) 侵害を認定。

ウ。『原告は, ①本件記事(第4回連載分)においては「白血球が2000以下で…」と記載されているのに対し, 被告ホームページにおいては「白血球が200以下で…」と記載されている, ②…, ③本件記事(第8回連載分)においては原告のがん(摘出された腫瘍)の写真が掲載されているにもかかわらず, 被告ホームページにおいてはその写真が掲載されていない点を指摘し, これらが原告の同一性保持権を侵害するものである旨主張する。』

『上記①については, 転記の際の明らかな誤記と認めるのが相当であり, また, 医学的常識に基づいて被告ホームページを読めば, それが誤記であることは明らかに理解し得るところであるから, この誤記によって本件記事の内容を改変したものとは認められない。』

オ。『さらに, 上記③について, 本件転載は, 基本的に, 本件記事の本文部分を1文字ずつ入力する方法でされたものであるところ(被告本人), その文字情報の中に写真の画像を複製することは必ずしも容易なこととはいえない(上記入力方法によっては, 画像を入力することができない。)から, 本件転載に当たって同写真部分を切除したとしても, その著作物の性質上, やむを得ない改変である(著作権法20条2項4号)といえることができる。』

⇒ 上記①～③の同一性保持権 (§ 20 I) 侵害を否定。

[コメント]

[関連判例]

①パロディ・モンタージュ写真事件(上告審)

『同項所定の「引用」とは, 報道, 批評, 研究等の目的で自己の著作物中に他人の著作物の全部又は一部を採録するものであって, 引用を含む著作物の表現形式上, 引用して利用する側の著作物と, 引用されて利用される側の著作物を明瞭に区別して認識することができ, かつ, 両著作物の間に前者が主, 後者が従の関係があるものをいうと解するのが相当である。』(最判 S55.3.28)

②絶対音感事件(控訴審)

『引用に際しては, 上記のとおり, 引用部分を, 括弧でくるなどして, 引用著作物と明瞭に区別することに加え, 引用部分が被引用著作物に由来することを明示するため, 引用著作物中に, 引用部分の出所を明示するという慣行があることは, 当裁判所に顕著な事実である。そして, このような慣行が, 著作権法32条1項にいう「公正な」という評価に値するものであることは, 著作権法の目的に照らして, 明らかというべきである。』(東京高判 H14.4.11)

[引用の抗弁に関する主な論点]

- | | |
|--------------------------|----------------|
| ・要約引用の可否 (§ 43) | ・引用側の著作物性の要否 |
| ・編集行為における引用の抗弁の可否 (§ 12) | ・引用と著作者人格権との関係 |
| ・引用と出所表示 (§ 48 I ①)との関係 | |

以上